

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成25年11月29日

金 曜 日

第 3697 号

目 次

告 示

- 土地収用法による事業の認定 1
- 土地改良区の定款変更の認可 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定
自立支援医療機関の指定 5

公安委員会告示

- 富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正

公安委員会規程

- 運転免許の効力の停止等の処分量定基準等に関する規程の一部を改正する規程 9

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 10
- 落札者等の公示 11

正 誤

- 平成24年12月28日付け号外富山県訓令第12号
- 平成25年10月11日付け第3678号富山県告示第 410号 12

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県告示第469号

土地収用法による事業の認定について

土地収用法（昭和26年法律第 219号。以下「法」という。）第20条の規定により次のとおり事業の認定をしたので、同法第26条第 1 項の規定により告示する。

平成25年11月29日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 起業者の名称
高岡市
- 2 事業の種類

高岡市二上守山統合保育園（仮称）建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

富山県高岡市二上町地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、高岡市二上町地内の土地を起業地とする高岡市二上守山統合保育園（仮称）建設事業（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、高岡市が事業主体となり、同市が設置する守山保育園及び二上保育園を統合して整備するものであり、土地収用法第3条第23号に掲げる社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

起業者である高岡市は、本件事業の施行に必要な予算措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を持つものと認められる。

したがって、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

少子化が進む中、核家族化やライフスタイルの多様化等により子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てについての不安感が増し、子どもを安心して生み育てる環境づくりが求められている。

高岡市では、子育てを支援する体制づくりを進めるため、保育所における延長保育や休日保育、一時預かり、病児・病後児保育等の特別保育を充実させ多様化する保育ニーズへの対応に努めているところである。

また、既設の市立保育所において児童数の減少に伴い効果的な保育環境を

確保できない保育所もあることから、利用者の利便性や地域との関係等に配慮のうえ近隣の保育所と統合するなど施設再編を進めることにより、適正規模による効果的な保育サービスの提供を図ることとしている。

本件事業は、河川改修事業により支障となる保育所の移転に併せて、特別保育の機能を付加するとともに、近隣の保育所と統合し整備するものであり、子どもを安心して生み育てる環境づくりに寄与することが期待できる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

起業者の調査によると、起業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する埋蔵文化財が存在するが、これについては市教育委員会から、掘削作業の際に立会を行い、遺物が出土した場合はそれを回収し現況を写真等で記録することにより、事業を実施してかまわない旨の意見を得ている。

また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により起業者が保護するため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

起業地は、小学校との連携に考慮し、周辺の守山・二上両地区を通学区域とする万葉小学校の近辺で建設が可能な3候補地で比較検討した結果、整備に係る経費比較、周辺環境の状況等の観点から最も優れたものと選定されており、その選定は適当なものと認められる。

以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、現在の守山保育園が準用河川守山川の河川改修事業に伴う支障物件となっていることから、早期に事業の完成を図る必要があると認められる。また、地元の守山地区・二上地区連合自治会から本件事業に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲はすべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

高岡市役所

富山県告示第470号

土地改良区の定款変更の認可について

高岡市土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成25年11月19日認可した。

平成25年11月29日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第471号

土地改良区の定款変更の認可について

小矢部市土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、平成 25 年 11 月 20 日認可した。

平成 25 年 11 月 29 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第 472 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定
による指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定するので、同法第 69 条第 1 号の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 29 日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立 支援医療の種類	病院又は診療所 において担当す べき医療の種類	指定年月日
名 称	所在地			
大沢野中央診療 所	富山市上大久保 1308-2	精神通院医療		平成 25 年 12 月 1 日
クスのアオキ 岩瀬東薬局	富山市中田一丁 目 2 番 30 号	精神通院医療		平成 25 年 12 月 1 日
クスのアオキ 入善薬局	下新川郡入善町 樽山 1359 番地 1	精神通院医療		平成 25 年 12 月 1 日
チューリップ立 町薬局	射水市立町 5 番 4 号	精神通院医療		平成 25 年 12 月 1 日
クスのアオキ ひばり薬局	射水市戸破 2121 - 5	精神通院医療		平成 25 年 12 月 1 日
シメノドラッグ 福光薬局	南砺市福光 888 番地 1	精神通院医療		平成 25 年 12 月 1 日

富山県公安委員会告示第152号

富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正について

富山県公安委員会が行う交通規制について（昭和46年富山県公安委員会告示第125号）の一部を次のように改正し、平成25年12月1日から施行する。

平成25年11月29日

富山県公安委員会

委員長 高 橋 卓 朗

別表第1 (1)通行禁止

高岡市の項第168号を次のように改める。

168		削 除				
-----	--	-----	--	--	--	--

別表第1 (2)踏切道の通行禁止

高岡市の項第2号を次のように改める。

2		削 除				
---	--	-----	--	--	--	--

別表第3 追越しのための右側部分はみだし通行の禁止

氷見市の項第8号を次のように改める。

8	県道 万尾脇方線 県道 鹿西氷見線	氷見市余川3482-1 神谷方先から 同 上余川1415 林方先まで	2,300	終日		
---	----------------------------	---	-------	----	--	--

別表第4 (1)普通自転車の歩道通行可

黒部市の項第6号を次のように改める。

6	一般国道 8号	黒部市天池91 村上方先から 同 田家新 969 布施川橋黒部市境界まで	両側	2,300	終日	
---	------------	---	----	-------	----	--

氷見市の項第3号を次のように改める。

3	県道 鹿西水見線 県道 万尾脇方線	氷見市稲積2600 天坂方先から 同 余川2063先まで	片側	2,000	終日	
---	----------------------------	------------------------------------	----	-------	----	--

別表第 5 最高速度

立山町の項第23、28、61、75号を次のように改める。

23	町道 菰原半屋線 町道 前沢中町線	立山町前沢2647 藤井方先から 同 米沢36 立山町消防署まで	660	終日	30	
28	町道 五百石南2 号線	立山町前沢3090-5 前沢東交差点から 同 榎町11 岡本方先まで	620	終日	30	
61	県道 立山水橋線	立山町前沢3359 森川方先から 同 日保 332-1 向新庄交差点まで	500	終日	40	
75	町道 前沢 2 号線	立山町前沢新町 113 前沢新町公園から 同 前沢3359 森川方先まで	1,860	終日	50	

立山町の項第95号の次に次の 2 号を加える。

96	県道 立山水橋線	立山町前沢2330-2 雄山高校前交差点から 同 前沢3359 森川方先まで	1,200	終日	30	
97	町道	立山町前沢2330-2 雄山高校前交差点 同 前沢2384 立山土木事務所前交差点 同 前沢3429 塩原方先交差点 を結ぶ道路で囲まれた区域内 の道路	900	終日	30	

富山市の項第39号を次のように改める。

39	市道 高原町24号 線	富山市高屋敷 823-15 高原町団地 4 号棟北東角か ら 同 高屋敷 833-3 桐方先まで	330	終日	30	
----	-------------------	--	-----	----	----	--

富山市の項第 848号の次に次の2号を加える。

849	市道	富山市中川原78-135 藤田第5ビル先交差点 同 中川原26 マルジンミート倉庫先交 点 同 中川原 157 藤田第3ビル先交差点 同 中川原78-171 西野方先交差点 を結ぶ道路で囲まれた区域内 の道路	2,060	終日	30
850	市道	富山市二口町一丁目1-1 ローソン富山布瀬町店先交 差点 同 二口町一丁目10-5 日精樹脂工業㈱先交差点 同 二口町一丁目4-1 光陽小学校グラウンド南東 角交差点 同 二口町一丁目3-1 エクセラン光陽先交差点 を結ぶ道路及び遊歩道で囲ま れた区域内の道路	770	終日	30

氷見市の項第 9、21、29、42、64、91号を次のように改める。

9	市道 池田氷見線	氷見市朝日丘3-23 朝日丘小学校口交差点から 同 朝日本町1-25 多賀方先まで	610	終日	30
21	市道	氷見市宇波1194 灘浦小学校から 同 宇波4965 清水方先まで	800	終日	30
29	県道 高岡氷見線	氷見市谷屋2287 谷屋交差点から 同 小窪1379 西部中学校前まで	1,500	終日	40
42	県道 万尾脇方線	氷見市泉 107-2 田中方前から 同 上田1088 谷内方先交差点まで	2,220	終日	40
64	県道 万尾脇方線	氷見市白川 970 中河方先から 同 白川 154 広瀬方先まで	500	終日	40
91	県道 鹿西氷見線 県道 万尾脇方線	氷見市栄町10-47 山崎美容室前から 同 上余川1415 林方先まで	6,600	終日	40

氷見市の項第 100号の次に次の2号を加える。

101	市道	氷見市朝日丘 6-45 畑中方先から 同 伊勢大町 2 丁目 6-1 氷見駅口交差点まで	260	終日	30	
102	市道	氷見市朝日丘 3-1 南部中学校口交差点 同 朝日丘 14-14 朝日丘交差点 同 朝日丘 10-17 新井方先交差点 同 朝日丘 2-43 みやほ食堂先交差点 を結ぶ道路で囲まれた区域内 の道路	3,150	終日	30	

小矢部市の項第 111号の次に次の1号を加える。

112	市道	小矢部市矢水町 285 矢水町交差点 同 名畑 193-1 渋江橋 同 名畑5068 蔓代橋 同 浅地 702 浅地交差点 を結ぶ道路及び砂馳川に囲ま れた区域内の道路	5,480	終日	30	
-----	----	---	-------	----	----	--

別表第 8 (1)車両の駐車禁止

富山市の項第 410号を次のように改める。

410	市道 富山駅南北 線	富山市明輪町 1-227 J R 短 時間駐車場南東角から同市宝 町一丁目 1-10 ビジネスホテ ル立山まで	92	終日		
-----	------------------	--	----	----	--	--

~~~~~  
規 程  
~~~~~

富山県公安委員会規程第 3 号

運転免許の効力の停止等の処分量定基準等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年11月29日

富山県公安委員会

委員長 高 橋 卓 朗

運転免許の効力の停止等の処分量定基準等に関する規程の一部を改正

する規程

運転免許の効力の停止等の処分量定基準等に関する規程（平成12年富山県公安委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第5中「、酒気帯び（0.25未満）無免許運転」を削る。

附 則

この規程は、平成25年12月1日から施行する。

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年11月29日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあった年月日
平成25年11月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人大佛三郎
- 3 代表者の氏名
関本 尚彦
- 4 主たる事務所の所在地
富山県高岡市片原町39番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、多種多様な主体と力を合わせ、高岡に暮らす人々等に対して、高岡大仏周辺エリアでの魅力的商業空間創出事業、地域コミュニティ育成事業、愛着・誇りの醸成事業等を行い、魅力や活気があり、人のぬくもり、愛着、誇りを実感できる地域社会の構築に寄与することを目的とする。

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 11 条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年富山県規則第 68 号）第 12 条の規定により次のとおり公示する。

平成 25 年 11 月 29 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
立式ホールボディカウンタ 1 式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県出納局総務会計課 富山市新総曲輪 1 番 7 号
- 3 落札者を決定した日
平成 25 年 11 月 13 日
- 4 落札者の氏名及び住所
日立アロカメディカル株式会社 東京都三鷹市牟礼六丁目 22 番 1 号
- 5 落札金額
54,600,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第 6 条の公告を行った日
平成 25 年 9 月 20 日

~~~~~  
**正 誤**  
~~~~~

平成 24 年 12 月 28 日付け号外富山県訓令第 12 号「富山県税事務取扱規程の一部を改正する訓令」中

頁	行	誤	正
42	下から 14	石 井 邦 一	石 井 隆 一

平成25年10月11日付け第3678号富山県告示第 410号「保安林の指定予定について」

中

頁	行	誤	正
2	下から14	上口4440	字上口4440